

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和元年（2019年）10月1日から令和元年（2019年）11月15日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）2月13日

熊本県監査委員	濱田義之
同	竹中潮
同	渕上陽一
同	前田憲秀

1 監査対象機関

部局名	機関名
総務部	自動車税事務所
企画振興部	東京事務所、博物館ネットワークセンター
健康福祉部	保健環境科学研究所、食肉衛生検査所、福祉総合相談所、八代児童相談所、こども総合療育センター
商工観光労働部	大阪事務所、福岡事務所、高等技術専門学校、技術短期大学校
農林水産部	中央家畜保健衛生所、城北家畜保健衛生所、阿蘇家畜保健衛生所、城南家畜保健衛生所、天草家畜保健衛生所、林業研究・研修センター、漁業取締事務所、農業研究センター、大切畑ダム復興事務所
土木部	天草空港管理事務所、熊本駅周辺整備事務所、市房ダム管理所、氷川ダム管理所
教育委員会	宇城教育事務所、玉名教育事務所、菊池教育事務所、阿蘇教育事務所、上益城教育事務所、八代教育事務所、芦北教育事務所、球磨教育事務所、天草教育事務所、教育センター、図書館、装飾古墳館
警察本部	熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署、熊本北合志警察署、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、小国警察署、阿蘇警察署、高森警察署、御船警察署、山都警察署、宇城警察署、八代警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、天草警察署、上天草警察署、牛深警察署

2 監査対象期間 平成30年度（2018年度）

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
総務部	自動車税事務所	(自動車取得税に係る還付通知の誤り・誤還付について) 自動車取得税について、本来対象とならない者13名へ還付通知を行い、うち1名に誤って還付を行っている。 還付処理の際には、チェック体制の強化を図り、再発防止を徹底すること。
農林水産部	林業研究・研修センター	(公用車の毀損について) 公用車による自損事故が、毀損額が大きいもの1件を含め、2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
警察本部	熊本中央警察署	(職員の交通法規違反について) 私用中の司法処分が課された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
	熊本北合志警察署	(公用車の毀損について) 公用車による自損事故が、毀損額が大きいもの1件を含め、3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

	菊池警察署	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	天草警察署	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|---|

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。